

「1965 年体制」成立の政治過程

金 恩貞

(日本学術振興会)

はじめに

1965 年 6 月 22 日、東京で、日韓両国の外相は「日本国と大韓民国との間の基本関係に関する条約」（以下、日韓基本条約）に調印した。日韓両国間の国交樹立のための基本的条項を定める日韓基本条約の調印と同時に、付随して 4 項目の関連協定も結ばれた。日韓基本条約および諸協定（以下、日韓条約）の成立により、1951 年の予備会談から 65 年の第 7 次会談まで約 15 年を費やす難交渉であった日韓国交正常化交渉（以下、日韓会談）は最終的に妥結した。日韓条約は、1965 年 8 月 14 日には韓国国会、同年 11 月 12 日と 12 月 11 日にはそれぞれ日本の衆議院と参議院の本会議において批准された。

日韓条約の批准が完了すると、1965 年 12 月 18 日には両国の間で批准書が交換され、日韓条約は直ちに発効し、戦後 20 年間にわたって「足踏み状態」であった日韓関係は正常化が果たされた。日韓国交正常化の以前から両国の商社間での経済交流は開始されていたが、日韓条約発効後、日韓関係は経済と安全保障分野を二本の柱としながら様々な領域へ友好的な交流を拡大してきた。しかし歴史問題をめぐっては、同問題が表面化した 1980 年代以降、日韓の対立は次第に拡大している。

歴史問題をめぐる日韓対立の争点は、主に 1965 年に結ばれた「財産および請求権に関する問題の解決並びに経済協力に関する日本国と大韓民国との間の協定」（以下、請求権協定）に帰結される。同請求権協定第 2 条 1 項の「両締約国は、両締約国およびその国民（法人を含む。）の財産、権利および利益並びに両締約国およびその国民の間の請求権に関する問題が、…（中略）…、完全かつ最終的に解決されたこととなることを確認する」と

いう文言は、近年の個人請求権問題をめぐる日韓間論争の核心である。

辞典的意味として「体制」とは、「社会などの全体的で統一された仕組みや構造、もしくはそれを支配する勢力や組み立てられた状態」を指す。1965 年以降、日韓関係において固着された構造的特徴としてよくあげられているのは、日韓間経済関係の不均衡、米国を共通の同盟国とした「擬似同盟」関係（チャ 2003）、歴史的「負の遺産」に災いされた感情の対立などである。大まかにいえば、経済、安保、歴史問題において、日韓の間に作り上げられたある種の秩序が「1965 年体制」である。つけ加えると、これらの問題はすべて請求権協定と絡んでいる。

したがって、本稿では、日韓会談において請求権問題が妥結するまでの政治過程を跡付け、「1965 年体制」として象徴される戦後日韓関係の特質を抽出することを目的とする。本稿は、「歴史とは現在と過去との絶え間ない対話」と述べた E・H・カーの教訓に加え、近年関心の高まりつつある「ポスト 1965 年体制」について、日韓両側にいかなる備えが求められるのかを考察する手掛かりを提供することも狙いとする。

1. 「1965 年体制」の前史

米国は、第二次世界大戦の終戦前から、戦後日本の軍国主義の復活を抑えるため、中国を中心とするアジア秩序の再編を構想し、終戦後強力な対日賠償政策を実施した。一方、日本降伏後、米国は日本とほとんど交戦しなかったソ連の北海道上陸を拒否し、事実上単独で日本を占領することとなった。ソ連は、当初対独政策などヨーロッパ問題をできる限り有利に処理するため、極東問題に

において米国を刺激することを自制し、対日講和問題でも米国の主導権を見過ごしていた（松村 2017: 74）。

ところで、ヨーロッパですでに始まっていた冷戦がアジア地域まで拡大し、1949 年 10 月、北京に共産党政権である中華人民共和国が誕生した。東アジアの国際情勢が変化すると、米国务省内ではアジアにおける日本の役割論が浮上した。米国は、従来の対日政策の転換を余儀なくされ、当初の厳格な対日賠償政策を中止し、経済復興による日本の政治的安定の回復を優先した。1949 年頃からは外交権を除いたその他については日本の復権を認め、対日講和会議が開かれる以前から事実上の対日講和を進めた（楠 2013: 234-248）。

日本が占領期を挟んでいたこともあるが、第二次世界大戦後ヨーロッパ戦線の戦後処理のために開かれたパリ講和会議に比べると、対日講和会議はかなり遅れて開始された。しかも、ようやく 1951 年 9 月 4 日、米国のサンフランシスコ市内で対日講和会議が開幕したが、会議はわずか 5 日間で終了し、48 ヶ国がただちに署名、9 月 8 日に対日講和条約が調印された。注目すべきは、これら対日講和条約への調印国はすべて西側陣営となっている。対日講和条約へ署名国として参加した東南アジア諸国も、アジア地域における自由陣営の一員としての色分けが明確にされた。

東アジアの国際情勢が変化したため、対日講和問題は冷戦の展開において重大な帰趨となり、対日講和準備をめぐる連合国間の政治は冷戦状況と連動して展開されていた。1950 年 6 月、ソ連と中国の支援を背後にした北朝鮮の挑発により朝鮮戦争が勃発した。すると、米英はアジアにおける共産勢力の拡大に対して懸念を強め、1951 年 6 月 14 日付の対日講和条約米英共同草案において、ソ連と中国の排除に合意した（松村 2018: 113-114）。

戦後の冷戦構造の中で、対日講和条約は西側陣営連合国のみの調印で終了し、日本は主権回復とともに否応なく西側陣営に組み込まれた。だが一方で、日本はアジア秩序における特別な地位が付与された。

まず、対日講和条約は日本の旧植民地や占領地に対する責任を免除し、敗戦国日本に対する戦後

責任のみを問う形で締結された。元来、帝国主義や植民地主義を推進・容認していた連合国は、戦前の植民地支配を罪と考えず、イタリアやドイツに対しても戦争責任やユダヤ人迫害に対する人道的責任のみを追及していた（国際法事例研究会 2016: 27-28）。

このような連合国側の方針のため、当初植民地主義清算を名分としていた韓国の対日賠償要求論理は脆弱となった。韓国はより明確な対日賠償への名分を確保するため、米国に対日戦勝国として対日講和会議へ参加し署名する資格を求めている。だが英国は、「戦前朝鮮は日本の植民地であって対日戦勝国ではなかった」という理由で、韓国の要求を拒否した（金 2002: 138-142）。英国の論理は、戦前の植民地主義を正当化するものであり、このような論理は対日戦勝国としての署名資格が付与された東南アジア諸国に対しても同様であった。米英は、連合国の旧植民地であった一部の東南アジア諸国に対し対日戦勝国としての署名資格は認めたものの、戦前の宗主国に対する植民地主義清算の機会は閉ざしてしまった。

次に、米国は、日本を経済的に復興させ、アジアの共産主義陣営に対抗するため、比較優位論に基づく国際分業体制を前提にし、東南アジア諸国と日本との経済的連帯の強化を図った。こうした米国の構想は、工業技術力の低いアジア諸国の経済が日本経済に従属される構造になりかねないのであった。しかも、戦前および戦中の植民地主義的な貿易の復活を想起させ、同地域における反米・反日感情を刺激する恐れもあった。だが米国は、アジア冷戦に対処すべく、日本の東南アジアへの復帰もしくは再進出の道を開いた（菅 1988: 109-125）。

戦後、日本を中心として形成されたアジア秩序は植民地主義清算の排除、西側陣営諸国のみとの部分的な講和、曖昧な戦争責任を基底にした「サンフランシスコ体制」の負の遺産でもある。「サンフランシスコ体制」の下で、日本は戦前アジアで行った植民地支配や侵略戦争に対する免罪符を獲得するとともに、同地域へ再進出する道が開かれた。その反面、アジア地域の脱植民地化は曖昧となり、脆弱なアジア経済が日本経済へ従属さ

れる仕組みが作り上げられたのである。このようなパターンは、日韓関係においても同様であり、「1965年体制」形成時の一定の規範となった。

2. 1950年代、請求権問題をめぐる諸論争

約15年間の日韓会談期間中、最大の争点となったのは請求権問題である。1950年代の日韓間請求権交渉は実質的な進展がなく決裂と再開を繰り返した。その主たる原因は、日本の対韓請求権主張の是非をめぐる日韓間の激しい対立にあった。一方、この時期に日韓両政府内では、請求権問題に関する基本論理や政策方向が固められていく。これは1960年代に請求権交渉が進展、妥結され、65年に日韓条約が締結されるまでの過程を理解する上で、重要な前史となる。本節では、1950年代に日韓間請求権問題をめぐって展開された諸議論および争点について検討する。

(1) 日韓交渉を揺るがす最大の争点：請求権問題と歴史論争

戦前朝鮮半島に居住していた日本人は、日本の敗戦直後から本国へ引揚げさせられた。その際、不動産、動産、債券などの日本財産は朝鮮半島に残置された。南朝鮮に進駐した駐朝鮮米陸軍司令部軍政庁（以下、駐韓米軍政庁）は、1945年12月6日付で軍政令第33号（以下、命令33号）を発し、国公有資産・私有財産を問わず南朝鮮地域にある旧日本財産（以下、在韓日本財産）を駐韓米軍政庁に帰属させた。命令33号により駐韓米軍政庁へ帰属された在韓日本財産は、大韓民国政府が成立した直後の1948年9月21日、「韓米間の財産及び財政に関する最初の協定」（以下、韓米協定）第5条によって韓国政府に移譲された。

このような一連の法的措置を経て韓国に移譲された在韓日本財産について、日本は第1次日韓会談の際に財産所有権を主張する。これがいわゆる日本の対韓請求権主張である。その後、1950年代における請求権交渉は、日本の対韓請求権主張が可能なのかについての日韓間法律論争として展開される。

日本は、国際法上私有財産尊重原則があり、命

令33号と韓米協定の法的性格は在韓日本財産に対する没収を意味しないゆえ、韓国政府による在韓日本財産の売却代金などの返還や損害賠償を要求する権利を有すると主張した。これに対し韓国は、命令33号は日本財産に対する連合国軍の完全な没収措置であり、韓米協定によって韓国に権利が移転されたと主張した（金 2013: 28-43）。日韓間法律論争の核心は、命令33号による在韓日本財産処理の効力を、対日講和条約第4条の枠内でいかに解釈するのか、という点に絞られた。

対日講和条約第4条には相反する条項が併記されていた。在韓日本財産を日本と韓国との二国間特別取極により最終的に処分するという趣旨の(a)項と、命令33号による在韓日本財産の没収措置を日本が最終的に承認したという趣旨の(b)項がある。(a)項を強調すれば日本の立場が、(b)項を強調すれば韓国の立場が有利になる。それゆえ日本は、同条(a)項を根拠として在韓日本財産の最終的処分は日韓会談で決定すべきとし、対韓請求権主張を正当化した。しかし韓国は、同条(b)項により在韓日本財産に対する日本の権利は消滅しており、(a)項でいう日韓間での特別取極の対象は韓国の対日請求権のみであると反論した（金 2013: 28-43）。

韓国と日本は、自国の法的論理の優位性を担保するため、対日講和条約の実質的な起案者であり、かつ命令33号を出した当事者である米国に、明確な法解釈を尋ねる。米務省は、1952年には韓国政府の要請に応じて、57年には日本政府の要請に応じて、対日講和条約第4条と命令33号の法的効力の範囲に関する覚書を出す。しかしながら、どちらも第4条(a)項と(b)項の相反する規定を同時に認める折衷的内容であったため、かえって日韓対立に拍車をかけることになった（李 2011）。

さらに、日本の対韓請求権主張の是非をめぐる日韓間法律論争は、必然的に日本の朝鮮植民地支配に対する日韓間の認識の相違を露呈させた。1953年10月に開かれた第3次日韓会談の際、日本側は日韓間請求権の相互放棄を提案する。これは、日本の朝鮮植民地支配および在韓日本財産に対する権利主張を正当化した上での提案であった。

対韓請求権主張に対する韓国側の反発にもかかわらず、日本は依然として対韓請求権を韓国側に認めさせようとしたのである。しかし、日本の朝鮮植民地支配は不法であり、朝鮮人に対する差別的な社会構造の下で蓄積された在韓日本財産は非法的なものであると考えている韓国にとって、日本の相互放棄提案はあるまじき発言であった（金 2018: 99-104）。

広く知られているように、韓国側の反発に対し、日本代表団の首席代表である久保田貫一郎は、戦前日本の朝鮮植民地支配は合法であり朝鮮の近代化にも貢献した、その時代に形成された日本財産は正当な経済活動によるものである、朝鮮は日本の同意なしで独立したゆえ、連合国が韓国内で行ったすべての措置は国際法違反である、相互放棄こそ日本が譲歩したものであると反論した。久保田の発言後、日韓両側は激しい攻防を展開したあげく、第3次日韓会談開始後わずか2週間で日韓会談はまたしても決裂に追い込まれた。その後日韓会談は長い中断期に陥った。1958年に日韓会談が再開するまで、会談再開のための条件として韓国が日本に対し一貫して求めたのは、日本の久保田発言および対韓請求権主張の撤回であった。

日韓間歴史論争の発端となったのは日本の相互放棄提案であるが、問題の本質は、戦前日本の朝鮮植民地支配に対する日韓間歴史認識の相違にあった。1950年代、請求権問題に関する日韓間の争点は、経済賠償の領域ではなく日本の朝鮮植民地支配に対する歴史清算の領域に近かった。歴史清算というのは、韓国にとって、植民地支配に対する「日本の謝罪と賠償」を意味している。他方日本にとっては、対日講和条約後形成された一種のアジア秩序の枠組みの中で「戦前のことを不問に付し歴史に流す」ことこそが歴史清算であったかもしれない。

(2) 日本政府の「相互放棄+α」案とその含意

日本政府は敗戦直後から、外務省条約局の主導で対日講和会議に備えた「平和条約問題研究幹事会」を設置した。日本と連合国間の戦後処理の中で最も関心の高かったのが賠償問題であったが、その中で在外資産に対していかなる認識を持つべ

きかが重要な研究課題であった。そのため、第1次世界大戦後にドイツと連合国の間で締結されたヴェルサイユ条約と、第2次世界大戦後イタリアと連合国の間で締結されたイタリア講和条約を国際法上の先例とし、敗戦国の在外財産処理の動向を分析した。この研究は、今後韓国との賠償交渉の際に、敗戦によって朝鮮半島に残した旧日本財産に対する米国の措置をいかに解釈すべきかという問題と深く関係していた。その際に、韓国の対日賠償要求と、命令33号によって処分された在韓日本財産をいかに結びつけて対処すべきかが、同研究会の重要な課題の一つであった（金 2018: 26-30）。

同研究会はまず、敗戦国の在外資産のうち国公有財産は概ね連合国に没収されたが、私有財産に関しては敗戦国の国民であっても条件を満たせば原所有者たる敗戦国国民にある程度の権利が認められると分析した。これを踏まえて日本政府は、朝鮮半島に残置された旧日本財産のうち日本人の私有財産に限っては権利主張が可能であるという結論の下、対韓請求権を主張することを方針とした。この主張を根拠付けるための法的論理は、日韓会談が開始される前に形成されていた（金 2013: 28-43）。

第1次日韓会談の際に日本は対韓請求権を主張するが、日本の対韓請求権主張の是非をめぐる日韓間攻防の末に会談は決裂した。第1次日韓会談の決裂により、日韓会談は約1年間の第1次中断期を迎える。この時期、日韓関係は膠着状態にあったが、日本政府内では請求権問題に対する具体的な政策案が形成される⁽¹⁾。

外務省内では、日韓間法律論争に対する懐疑論が浮上するとともに、日本が対韓請求権主張を貫徹するより、請求権問題に関して具体的な解決策を模索することが現実的であるという声が高くなった⁽²⁾。その背景として、第一は、第1次日韓会談の際に明らかにされた韓国側の法的論理が比較的合理的なものであって、日本の法的論理がそれに勝てないという認識が強くなったためである⁽³⁾。第二は、日韓関係の悪化が日本外交全体にとって得策ではないという、外務省ならではの外交上の配慮があった⁽⁴⁾。

外務省は、軍備を持たない日本の安全保障上の事情ゆえ、日本が経済的支援を通じて韓国の政治経済的安定を図る必要があり、それゆえ日韓の関係正常化は重要であると考えた。またこれは、日本のアジア外交の観点からも重要であるとした。外務省内では、請求権問題を経済協力問題などに落とし込んで、政治的に処理するという交渉戦略が述べられていた⁽⁵⁾。

1952年7月、外務省内で韓国との請求権問題を解決するための現実的な案として「相互放棄+α」案が構想されたが、同案には以下二点の含意があった。第一に、請求権の相互放棄とは、日本の対韓請求権の主張を正当化した上での放棄である。第二に、「+α」とは、韓国への支払いは承認するが、それを請求権として認めたものではない（金 2018: 88-92）。

ところが、戦後賠償支払いなどによる財政悪化を懸念する大蔵省は、日本政府内で最も強硬な対韓姿勢を示し、第1次日韓会談の開始が近づくと厳しい態度を際立たせた。そして、日本が韓国に対し「思い切って譲歩」することを危惧し、「韓国側の請求額が膨大なら日本も膨大な請求権を要求すべき」と言い放って、外務省内の動きを警戒した⁽⁶⁾。大蔵省は、今後も法的論理を全面に強調し財政支出を抑止すべきと主張した⁽⁷⁾。

外務省は、大蔵省のような過剰な法的主張は外交面で柔軟性を欠いており、韓国との請求権交渉は「外交上の実益の有無」を考えた上で決定すべきだと、大蔵省を説得した⁽⁸⁾。特に、アジアの国際政治動向や日米関係を意識していたアジア局は、日本が米国政府の支持を得るためには韓国との会談再開が必要であり、軍備を持たない日本が、共産主義勢力と最前線で対峙する韓国に、経済的支援を行う必要があることを強調した⁽⁹⁾。

この際、対韓請求権主張の法的論理を整えた西村熊雄外務省条約局長は、「韓国に移譲された日本財産について日本が権利として返還を要求できるのではなく、単に交渉の際に日本資産は韓国側のプラスになった事実を指摘し得るために留る⁽¹⁰⁾」という点を強調した。日本の法的論理の基礎を提供した、当時名古屋大学法学部の山下康雄教授も、「在韓日本資産が実際に返還されたり補償された

りすることを期待していたわけではない。韓国側の要求にいかに対応し、在韓日本資産に物をいわせるために、日本政府の法理論は意義がある⁽¹¹⁾」と語った。

すなわち、西村や山下は、日本の対韓請求権主張は韓国の対日請求権を減額させるための交渉材料とするが、それが実際に日本へ返還されることは期待していなかったのである。外務省は、これを現実論として受け止めながら、大蔵省の強硬な態度が日本の実際の国益には役に立たないと批判した。こうした、日韓間請求権問題をめぐる外務省と大蔵省間の対立は、1965年の日韓協定妥結まで継続する。結論を先に述べると、請求権問題に関する日本の政策案や対韓交渉戦略は、外務省の構想通りに決着する。だがそこに至る過程で、外務省としても、大蔵省の対韓強硬姿勢を前に抑制的となり、その構想を後退させることもあった。曲がりなりにも、外務省と大蔵省の異見は政府内の調整を通じて埋められ、第3次日韓会談の開始を控えた1953年10月に「相互放棄+α」案に収斂される⁽¹²⁾。

「相互放棄+α」案は、日本政府内では大蔵省など対韓強硬派の譲歩を得て成立したものだが、韓国にとっては受け入れがたい案であった。相互放棄とは、日本の対韓請求権を韓国に認めさせた上、日本のみならず韓国の請求権も放棄させることで、請求権名目としての解決を否定するものであるからであった。当然、戦前日本の朝鮮植民地支配を正当化する、日本政府の思惑も込められていたのである。

先述したように、第3次日韓会談の際日本代表团は日韓間請求権の相互放棄を提案するが、これは日韓間歴史論争の火種となり、日韓間の公式会談が長い冬眠期を迎える原因となる。

(3) 韓国政府の対日賠償要求論理

米国は当初、厳格な対日賠償の取り立てを方針とした。この際の対日賠償使節団は、戦前日本の植民地だった朝鮮も対日賠償請求が可能であるという有権解釈を下した。戦後極めて脆弱な政治状況に置かれていた韓国は、対日賠償使節団の見解を追い風として、米軍政下の南朝鮮過渡政府の時

期である1947年から対日賠償要求に関するリスト作成に着手した。そして、対日賠償要求に関する理論検討の際に、日本の朝鮮植民地支配による被害賠償を請求の範囲に入れた（太田 2015: 49-61）。

ところで、日本と南朝鮮を同時占領していた米国は、戦前の朝鮮植民地支配を肯定する日本の認識を問題視しなかった。特に、駐韓米軍による初期の南朝鮮占領政策は、朝鮮半島を大日本帝国の不可分の一部と見なした上、日本の天皇の権威と旧朝鮮総督府官僚の一時的な職務継続を、南朝鮮の行政政策に利用しようとした。このような米軍の試みは、南朝鮮内部から強い非難を受けて失敗に終わる。だが、旧朝鮮総督府官僚を南朝鮮占領行政に利用しようとする米軍の計画は、露骨な実行は控えたものの、事実上行われた（小此木 2013: 84-100）。

同じ時期、北朝鮮では、金日成政権が政敵を処罰する手段として利用した側面も強いが、大胆な親日派粛清と徹底した植民地主義清算が行われた。北朝鮮とは異なり、南朝鮮の対日姿勢は妥協的だった。南朝鮮過渡政府は、米軍政庁の方針を暗黙に許容し、行政や治安維持のために、植民地時代の権力機関や親日派出身の官吏とエリートを活用し、韓国政府成立後も続けて重用した（金 2019: 67-69）。

米国の南朝鮮占領政策の基底に、戦前日本の朝鮮植民地支配の是非を裁くという想定がなかったことが明らかになると、韓国は対日賠償要求において植民地主義清算としての名分を強調しにくくなった。しかも、冷戦の深化とともに米国の対日政策が温和なものへと転換すると、韓国の対日賠償要求の論理と性格に影響が及んだ。植民地支配からの独立を自らの力で獲得できなかった上、独立直後分断国家となった韓国は、国際政治の中ではもちろん、米国にとっても存在感はごく薄かった。その反面、アジア冷戦の深化により、米国のアジア戦略における日本の価値は高まっていた。米国にとって韓国という存在は、アジア地域の安全保障戦略と日米関係における従属変数にすぎず、韓国の対日政策は米国の対外戦略に大いに影響を受けていた（金 2019: 65-67）。韓国政府が樹立した

後の1949年9月に『対日賠償要求調書』が完成されるが、同調書の序文には、対日賠償要求の性格を植民地支配の清算にするのか、太平洋戦争期に限るのか、曖昧であった（大韓民国政府 1954: 序）。

さらに、対日講和条約が大詰めに向かっていく中で、同条約において植民地主義清算が不問にされた上、韓国の対日戦勝国としての資格も否定されると、韓国の『対日賠償要求調書』における折衝的な賠償論理さえ後退を余儀なくされた。韓国の対日賠償要求の論理は植民地主義清算や対日戦勝賠償から遠ざかり、韓国は『対日賠償要求調書』を『対日請求八項目』に修正した。『対日請求八項目』の中身は、植民地時代に日本が朝鮮半島から搬出した地金、地銀、金員、日本政府の対朝鮮総督府債務など動産の返還または返済を要求する国もしくは法人レベルでの請求と、いわゆる個人請求権に関する私的部分の請求となっている。前者の方が請求内容の多くを占めているが、個人請求権と関連して被徴用韓国人の未収金や補償金など具体的な項目もあげられている⁽¹³⁾。

韓国政府が当初どれほど積極的に植民地主義清算に取り組んだのかについては、研究者の間で見解が分かれている。これについて張博珍（2011）は、韓国政府の対日要求が「賠償」から債権債務を中心とする「請求権」へと表面上大きく変化したように見えるが、どちらも債権債務の返済が中心になっており、韓国政府は当初から日本に対して植民地主義に対する補償を求めようとしなかったと論じている。

だが確かに言えるのは、韓国の対日賠償要求の論理が、「サンフランシスコ体制」の枠組みの内に埋もれてしまったということである。

(4) 「+α」に関する議論

会談中断期、韓国は日本に対し、第3次日韓会談の際の久保田発言と対韓請求権主張を撤回することが会談再開の条件であると一貫して要求した。1957年に岸信介が首相に就任し、ようやく韓国側の要請を受け入れた。日本の対韓請求権主張撤回が約束された同年5月以降、これを含めた、会談再開の条件を明文化する合意議事録作成のための日韓間討議が始まった。同年12月に日韓が合意

議事録に調印するまで、日韓両側は、合意議事録内容の細かい表現や法解釈をめぐって駆け引きを展開する。

一方岸政権は、対韓請求権の主張撤回にともなう国内の反発を最小限に留めるため、日韓間討議と並行して日本政府内でも議論を積み重ねていった。政府内では、対韓請求権主張撤回によって日本の請求権のみが一方的に撤回されるという懸念が強かった。これに対し外務省側は、対韓請求権主張撤回を日本の一方的な放棄とせず、交渉過程で韓国の譲歩をも引き出し、実質的な相互放棄にすると明言した。その上、日本の一方的な対韓請求権の放棄であれ日韓間の相互放棄であれ、問題は韓国の請求額を「零にせずいくらまで落とす」のかであると断じ、韓国への請求権支払いは避けられないことを強調した。日本政府は、日韓会談再開に対する岸首相の強力な意思の下、外務省が主導する政府内の意見調整を経て、対韓請求権主張の撤回を骨子とする日韓合意議事録を了承した⁽¹⁴⁾。

1957年12月30日付の日韓間合意議事録をもって、岸政権は、対韓請求権主張の撤回とともに、58年4月に第4次会談として日韓会談を再開することを公式化した。それ以降日本政府内では、韓国への支払いを意味する「+α」について本格的な討議が行われた。この際、過去の日韓会談で韓国が提出した『対日請求八項目』は重要な端緒となった。日本政府は、この中から個人請求権に限って韓国の対日請求権として認めるとした。これは対韓請求権主張論理を提供した山下が当初提案したことでもある。山下は、日本の朝鮮植民地支配当時「日本人であった韓国人」に対する未払俸給、恩給、日本の公債などについては、日本が責任を負うべきであり、あえて言えばこれが韓国の対日請求権であると述べていた⁽¹⁵⁾。山下の発言は日本の朝鮮植民地支配を肯定する認識に立脚していたが、このような認識は依然有効であった。

日本政府は、韓国の『対日請求八項目』のなかで、韓国人被徴用者の未払金などを日本政府の債務とし、このような個人請求権のみを請求権の範囲にすることに同意した。これは、韓国政府が考えている植民地主義清算や請求権のためではなく、

戦前日本のために犠牲を強いられた元日本人に対する国家補償の次元であることを意味した。加えて、日本政府は、個人請求権として支払う範囲を厳格な法律的根拠に基づいて定めた上、それ以外の要素については政治的解決に委ねることとした⁽¹⁶⁾。この後の議論を先取って述べると、法律的根拠を重視するのは大蔵省の見解であり、政治的解決は外務省の見解である。

ともかくも、「相互放棄+α」案の具体的な構想は、この時期固まりつつあった。しかし先述したように、第3次日韓会談の際に日本側が韓国側に「相互放棄」案を提案したことが火種となって、韓国側の反発と日韓間の歴史論争がエスカレートし、会談は長い中断期を迎えた。日本にとって、今後いかにして実質的な相互放棄に導くのかは重要な戦略的課題であった。

第4次日韓会談は、日本の対韓請求権主張撤回を前提として開かれただけに、韓国政府は請求権交渉の進展に大きな期待をかけていた。ところが、約2年間の会談期間中、請求権問題に関する日韓間の公式的な討議は皆無に近かった。3回のみ開かれた一般請求権委員会も事実上空転していた⁽¹⁷⁾。

日本外務省と駐日韓国代表部の間では、実務レベルの非公式討議が断続的に行われたが、1959年初頭、韓国代表部の柳泰夏公使は「細かいことを書き出すのはきりがないので適当なところで政治的解決を図りたい⁽¹⁸⁾」と述べた。請求権問題の「政治的解決」という言葉は、日韓会談の初期からしばしば述べられていた。第1次日韓会談で日本が対韓請求権を主張した際、韓国側は「請求権問題を法的というより政治的に解決したい」と述べた。会談第1次中断期、外務省内で「相互放棄+α」案が形成される際に、「+α」は請求権の名目ではない経済的方式による支払いだと認識されていた。そして、外務省は政府内で、交渉の次第によっては請求権問題を経済協力問題などで落すが、これが政治的解決だと説明していた（金2018: 186-188）。

1950年代、韓国そして日本各省庁の異なる立場により、請求権問題の政治的解決というのが具体的に何を意味するかについて、一義的ではなかったかもしれない。だが1960年代に入ると、日韓

間の請求権交渉は経済協力方式として取り上げられることになる。この際交渉の主導権は日本側が握ることになるが、日本政府内ではすでに外務省が構想した「+α」案が経済問題による韓国への支払いだと本格的に認識されていた。このことから、日本政府内で「+α」案が経済協力方式へと政策的進展をし、これが韓国側に提案されたという構図も想像できる。

3. 1960年代、経済協力をめぐる諸論争

日韓間の請求権交渉が本格的に進展されるのは1960年に入ってからである。しかし、請求権の名目より金額をめぐる駆け引きで展開され、1962年11月に「大平・金」合意によって経済協力方式の大枠が決まる。本節では、請求権問題を経済協力方式として解決していく過程で、従来の争点がいかに片づけられたのかを検討する。

(1) 経済協力方式の台頭

1960年4月、韓国では学生革命によって李承晩政権が崩壊した。韓国は、大統領制を廃止、國務総理を実質的政府首班とする議院内閣制を採用し、同8月に張勉政権が発足した。

張は、1956年5月の韓国大統領・副大統領の同時選挙の際、野党出身として副大統領に当選し、「過去は水に流すべきで外交に感情は禁物」と述べて、日韓関係の正常化を積極的に主張していた。李政権下の経済的低迷に不満を高めていた韓国国民は、「韓国の当面する重要問題は反日・反共よりもむしろ国内不安と貧困を除くこと」と主張し、国内経済の再建が最優先課題であることを強調する野党の張に期待をかけていた。したがって、日本に対して融和的な認識と態度を示していた張が、韓国政府の首班として登場したことを、外務省は歓迎した⁽¹⁹⁾。

ほぼ同じ時期である1960年7月、日本でも、日米安全保障条約の改定をめぐる政治的混乱に見舞われて退陣を余儀なくされた岸に代わって、池田勇人政権が成立した。池田首相は、国内の経済発展を最優先しながら、外交面では対米関係の立て直しと自由主義諸国との良好な関係維持を課題と

した（吉次 2009: 13-15）。

1960年、図らずも両国で起こった政権交代を契機に、日韓交渉は新たな転機を迎えた。以降、請求権問題は経済協力との関連で討議されるようになる。

池田政権は、日韓関係の促進を求めている米国との関係を意識して日韓関係を解決する方向へ向かった。そして、張政権の積極的な対日接近に応じて、日本の閣僚として戦後初めて小坂善太郎外相が韓国を公式に訪問することを決定した。小坂は同年9月6日に訪韓し、日韓相互の経済繁栄と国民生活の安定、そして共産主義に対抗するため、日本が韓国に経済協力を行う用意があると述べた上、公式に経済協力を提案した⁽²⁰⁾。

小坂訪韓後、同年10月25日から第5次日韓会談が開かれた。李政権時代の反日一辺倒政策を見直し日韓会談を進展させるべきと唱えた張政権は、過去の政権が主張してきた対日請求権の論理から逸脱し、対日請求権の正当性を「経済論理」や「反共論理」に求め始めた。張政権は、韓国が共産主義防衛の第一線にあるからこそ日本は平穩に経済繁栄を謳歌できるので、これは日本の韓国に対する借りであると述べ、日本からの経済協力を積極的に求めた⁽²¹⁾。

日本政府内で、外務省アジア局と大蔵省理財局が中心になって、対韓経済協力に関する具体的なプランについて協議が始まった。大蔵省は、対韓経済協力は韓国の経済開発や福祉の向上を目的とする資金であり、これを“aid”として提供するとした。すなわち、対韓経済協力資金は、通常のODAの概念であり請求権の概念ではないという意味であった。加えて大蔵省は、日韓が両国の請求権を明確に相互放棄すれば、相当額の経済協力資金を提供すると述べた。これは、韓国の請求権名目を経済協力資金と取引する可能性を示唆するものでもあった⁽²²⁾。

一方、外務省アジア局は、「純賠償、借款による経済協力」を組み合わせた東南アジア方式を基本するが、日本が東南アジアで行った経済援助方式よりは進展したものとして、韓国に対しては技術援助も含めた経済協力にしたいと述べた。その際に、従来の相互放棄方針は未だ有効であり、

経済協力は実質的な相互放棄を導くための「誘い水」であるとした。アジア局も、韓国の請求権名目と経済協力資金との取引可能性を念頭に入れている⁽²³⁾。

日本政府の対韓経済協力プランは、請求権名目をできるだけ排除し、東南アジアに対する経済援助方式を基本とするものであった。このような、植民地主義清算の論理ではなく、経済「援助」の論理で「上からの目線にたった」対韓経済協力構想は、「サンフランシスコ体制」の枠組みの内 で形成された。そして、1950年代初期外務省のイニシアティブで形成された「相互放棄+α」案は、このような経済協力方式として具体化されつつあった。

(2) 請求権名目の棚上げと「つかみ金」方式

第5次日韓会談は韓国の張政権にとって、経済的な苦境に喘ぐ国民の民意に応え、日本からの経済協力資金を仰ぐ状況で始まった。請求権委員会では、まず『対日請求八項目』のうち個人請求権を中心に討議が進んだ。この際、大蔵省は韓国代表団に対し請求内容を証明する書類とその説明を求めた。韓国は、大蔵省による証明書類や説明の要求に対し、朝鮮戦争の際多くの資料が消失されたこともあって、適切な対応ができなかった⁽²⁴⁾。

日韓経済協力で過度な期待をかけていた韓国側は、このような請求権委員会の進められ方に困惑した。韓国側は、請求権の項目に関する細かな査定を回避し、請求権問題を経済協力に結び付けて政治的に妥結したいと述べた⁽²⁵⁾。外務省は、大蔵省の交渉態度は会談妥結を目指しているものとはいえず行き過ぎであると指摘し、韓国側には提案を求めた⁽²⁶⁾。ところが、韓国側は積極的な対案を示せなかった。韓国代表団の中からは交渉の無能ぶりを批判する声も湧き上がったが、韓国側は経済協力に対する日本側の意見を打診する態度に終始し、交渉のイニシアティブを日本側に握られた⁽²⁷⁾。

一方、1961年4月頃、駐日米国大使館の関係者がアジア局を訪ねて、韓国の張政権は日本からの経済援助を早急に必要としているため、経済協力の進み具合によっては請求権問題の完全棚上げも考えているようであると伝えた。アジア局はこう

した米国側の見解を慎重に受け止めながらも、張政権が李政権時代とは異なる対日姿勢をとっていることは確かであり、韓国が日本からの経済協力を必要としているため、経済協力方式により請求権問題が解決される可能性が高くなったと確信した⁽²⁸⁾。

日韓間で経済協力方式に関して具体的な話し合いがあったのは、同年5月6日から自民党議員八名からなる訪韓議員団がソウルを訪れたときである。訪韓議員団に同行した伊関佐二郎アジア局長は、金溶植韓国外務次官と会談する時に大蔵省との意見調整を経てたどり着いた「純請求権、無償経済協力、有償借款」という方式を提示し、これは「国家間の請求権」としての名目の排除を前提としたものであると述べた。金次官は、伊関の提案に同意した上、日本が無償経済協力の資金としてどの程度考えているのかを聞いた⁽²⁹⁾。

韓国の張政権において、従来の植民地主義清算や対日戦勝国としての対日賠償要求論理は、もはや存在しなかった。しかも、伊関局長が提示した案の中の純請求権についても具体的に議論せず、日本が無償で韓国へ支払う金額と、有償経済協力の条件について最も関心を示していた⁽³⁰⁾。

伊関は帰国後の報告書において、「韓国の一般民衆は、日本と手を握る以外に生きる途はないという気持ちになっている。議員団と話合った韓国の高官は、過去のことに多少のしこりはあったが、親日的すぎると韓国内で批判を受けるほど、内心過去はどうでもいいという気持ちで日本との経済協力を望んでいる」と分析していた。その上で、「今後のヤマは結局日本側がいくら払うか肚を決める」ことだとし、以後の日韓交渉では請求権の名目に関する議論を避け、請求権の金額をめぐる議論を中心に討議されると予想した⁽³¹⁾。

自民党議員団の訪韓後、日韓経済協力に対する議論は本格的な軌道に乗ると期待されたが、同年5月16日に韓国で軍事クーデターが発生し、第5次日韓会談は中断される。クーデター政権がひとまず安定すると軍事政権のトップである朴正熙議長は、さっそく日韓会談再開を要請し、同年10月に第6次日韓会談が開始された。第6次日韓会談における日韓間の交渉内容、日本政府内の議論、韓国内の状況は、ほぼ前回会談を踏襲している。

その上、会談代表団以外にも、公式、非公式の特使を派遣し、政治的妥結も積極的に試みられた⁽³²⁾。

第5次日韓会談において韓国が最も関心を示した、請求権と無償経済協力の金額、有償経済協力の条件については、第6次日韓会談においても引き続き議論された。ここでも日本大蔵省は『対日請求八項目』に基づいて精査を行った。その結果、大蔵省は韓国に対する純粋な請求権金額として一千万ドルを提示した。韓国側は、個人請求権を中心とする日本側の精査方式や一千万ドルという金額の少なさに反発したが、池田首相は、請求権金額に関する大蔵省の精査作業や少額の決定に心を寄せていた。こうした中で外務省は、韓国側を説得して請求権の名目を離れた「つかみ金」方式に合意し、池田首相や大蔵省を説得して請求権の総額を増やしていった。そして、当初の「純請求権、無償経済協力、有償借款」方式は、「無償経済協力、有償借款、民間借款」方式へと代わる。最終的に、日韓間請求権問題は1962年11月の「大平・金」会談で、「無償経済協力3億ドル、有償借款2億ドル、民間者間1億ドル以上」の内容で決着した⁽³³⁾。

ここで、日韓請求権問題に関する当初からの日本政府の思惑はほぼ実現された。日本政府の対韓交渉案もしくは交渉戦略は、1952年の「相互放棄+α」案、57年の対韓請求権主張撤回、60年代の経済協力方式へと変化する。しかし、これらの案すべては、本稿の冒頭で述べた「サンフランシスコ体制」の枠組みの中で一貫した含意が見られる。

(3) 経済協力に対する日韓米の思惑

日韓経済協力について日本、韓国、米国の持つ期待と反応は異なった。

日本政府の見解はおおむね日韓経済協力による経済効果を期待していた。1960年9月に小坂外相が訪韓して対韓経済協力を公式に提案することが予定されている中、外務省は同年7月、伊関アジア局長のイニシアティブで、外務省官僚と民間企業人を中心に構成された日韓経済協力に関する懇談会を発足した。小坂外相の訪韓後、第5次日韓会談の開催日程が確定すると、同懇談会では日

韓経済協力に関して具体的な討議が行われた。参加者は日韓経済協力に対し様々な疑問を投げつつも高い関心を示した。これに対し外務省は、日韓経済協力による経済成果を最も強調した⁽³⁴⁾。

池田政権と韓国の朴政権が行った第6次日韓会談のとき、日韓両政府は1962年11月12日の「大平・金」会議を通じて経済協力方式により請求権問題を解決することに合意した。この後外務省は、対韓経済協力をどのように進めるかを検討するため、経済協力局やアジア局から対韓視察団を次々と派遣した。外務省の対韓視察団はまず、米国、西ドイツなどが日本に先立って対韓援助や借款を供与しているが、韓国はこれらより有利な条件で経済開発5ヵ年計画に必要な資金を導入しようとし、これを日本からの請求権支払いと経済協力資金に期待していると把握した。次に、韓国の工場施設において西ドイツ製などの機械の進出が著しいことを指摘し、対韓経済協力を急ぐべきとした。外務省は、日本が対韓経済協力により得られる経済効果は大きいと予想して、諸外国の対韓進出に日本が後れを取ると長期的に日本の不利になると判断した⁽³⁵⁾。

一方韓国内には、日韓会談初期から日本経済へ韓国経済が隷属されるのではないかと懸念が根強く存在していた。張政権下で日韓経済協力論が台頭したとき、すでに両国の商社間での経済交流が開始され韓国市場に日本商品が流れ込んでいた。そして、第5次日韓会談においては日韓経済協力を中心に請求権問題が議論され、商社関係者間では日本との経済協力に向けた期待が高まった。しかし依然として、日本経済に対する恐怖心も強かった。韓国代表団は日本に対し、日韓経済協力に対する韓国経済界の高い関心は事実だが、韓国内には日本の経済的再支配に対する懸念が強いと述べ、経済協力の性急な進展を警戒した⁽³⁶⁾。

韓国の野党側は、張政権の日韓経済協力論は日本の朝鮮植民地支配に対する清算を求めないことを意味すると指摘し、韓国が再び日本へ経済的隷属状態に組み込まれる危険性があると批判した。張政権内にも、日本の経済援助や技術援助構想の背後には韓国を経済的に再支配する野望があるという警戒論が根強くあった。しかし、深刻な電

力不足問題など当面の経済的困窮を打開するため、また米国の対韓援助削減に対処するため、張政権は日本からの経済協力を急がせた（太田 2015: 145-147）。

張政権に次ぐ朴政権では、経済協力方式により請求権問題を解決する動きが表面化した。1962年11月に「大平・金」合意が導出されると、韓国政府は同12月27日に「無償3億ドル、有償2億ドル、民間借款1億ドル以上、総額6億ドル」の条件で、日本と請求権問題に最終的に合意したと発表した⁽³⁷⁾。ところがこの発表は、請求権金額が少額であるなどとの理由で一斉に批判を浴びることとなった⁽³⁸⁾。

1963年1月以降、「大平・金」合意の内容は韓国国内政治における権力闘争の材料となり、同年5月以降、韓国国内では日韓会談への反対運動が本格的に展開された。野党を中心とする在野の反対闘争運動は、朴政権が屈辱的かつ低姿勢で秘密外交を行っているとして糾弾し、全国的な反対運動に踏み切り、学生デモへまで広がった（吉澤 2015: 280-311）。請求権問題に関する議論の際に、韓国国内でよく指摘されたのは経済的植民地化であったが、これは日韓会談に反対する論理にも用いられた。

これについて米国は、韓国内の反対運動は朴率いる軍事クーデターで倒れた前政権の勢力が、政治的劣勢を挽回するため日韓会談を政府与党への攻撃材料として利用する側面があると分析した⁽³⁹⁾。また、同反対運動には韓国国民に広く共有されている反日感情と日本による再支配への脅威が反映されているが、日韓会談そのものへの反対ではないと分析し、会談妥結に悲観的ではなかった。米国はこのような分析と展望を日本に伝えていた⁽⁴⁰⁾。

日韓会談に対する米国の関心は、日韓経済協力を通じて、韓国国内の経済的・政治的混乱を安定させるとともに、東アジア地域の不安定な要因を一つでも除去することであった⁽⁴¹⁾。こうした米国の意図を伊関アジア局長は的確に把握していた。伊関は、「米国が対韓支援の負担を日本に分担させる目論みから積極的に会談開始を求めているが日米関係への配慮が必要。長期的に見て韓国はファシヨ化ないし共産化する危険性があり韓国が共産化すれば日本外交にも影響を与える」という点を

強調して、日韓会談を開始すべきと政府内の異論を説得した⁽⁴²⁾。

おわりに

米国の戦後アジア秩序構想によって対日政策が変化し、この変化は対日講和条約に大きく影響した。これを契機に、敗戦国日本は国際政治の舞台に堂々と復帰を成し遂げた。1950年に勃発した朝鮮戦争は日本にとって戦争特需という経済復興の好機となり、日本は60年代に高度経済成長期を迎えた。その反面、1950年代の韓国は、新生独立国でありながら敗戦国の植民地であったことで、対日講和において疎外された。朝鮮戦争の傷痕を抱えながら迎えた1960年代は、海外援助により国内経済が支えられていた最貧国であった。戦後、東アジア地域の経済安保体制において特別な地位を担保された日本と、韓国の「周辺性」が結合して、日韓間の不均衡を前提に作り上げられた「1965年体制」は、「サンフランシスコ体制」の下で正当化された。

1965年の日韓国交正常化以降、日韓関係は様々な分野で相互依存を深めてきたと言われているが、その中身を見ると、韓国経済は日本の先進技術を羨望しながら日本経済の影響を強く受けた従属的關係だったことが鮮明に現れる。また、韓国は冷戦の最前線に立たされながらも、安全保障における独立変数ではなく、日米軍事同盟の従属変数にすぎなかった。世界分業体制を前提とした戦後の世界で、米国と日本にとっての日韓関係の意味は、経済論理や冷戦論理によって説明されてきた。

「サンフランシスコ体制」の下で「身分」が制約された韓国は、東南アジア諸国の対日賠償要求論理よりも脆弱な論理をもって対日交渉を開始した。それゆえ、韓国の選択可能な対日政策や戦略の範囲は極めて制限的であった。韓国は、日本が東南アジア諸国に対して実施した経済協力方式の枠組みを超える要求ができなかった。また、戦後韓国の置かれていた国際政治環境や深刻な国内経済の危機状況の下で、日本の資本と技術が韓国へ流入され、韓国経済が日本経済へ隷属される仕組みは避けられなかった。

近年、韓国では「脱日本」という言葉が注目されている。換言すれば、現在韓国は「ポスト1965年体制」の道を探っている。日本では「1965年体制」の崩壊を懸念する声が高まっている。日本政府は連日のように韓国を非難し、「1965年体制」の崩壊はありえないと言う。しかし、韓国は「1965年体制」下の日韓関係を否定するのではなく、「ポスト1965年体制」の下で日韓関係の新時代を迎えたいのである。

考察すれば、近年の日韓間葛藤は今までとは異なり、「過去をめぐる葛藤」のみならず、「未来をめぐる葛藤」が顕在化したことに気が付く。「1965年体制」流の日韓関係のパターンが逆転することを恐れた日本の過剰反応、日韓関係や東アジアの経済安保体制において独立変数になりたい韓国、近年の日韓葛藤の本質はここにあるのでないか。

〈一次資料〉

（日本語資料）

情報公開に基づく日本外務省開示文書。

（韓国語資料）

한국의교사료관 한일회담외교문서 [韓國外交史料館 韓日会談外交文書]。

大韓民国政府 1954.『対日賠償要求調査』。

『東亜日報』

〈参考文献〉

（日本語文献）

太田修 2015.『日韓交渉：請求権問題の研究 [新装新版]』クレイン。

小此木政夫 2013.「米軍の南朝鮮進駐：間接統治から直接統治へ」赤木完爾・今野茂充 [編]『戦略史としてのアジア冷戦』慶應義塾大学出版会、84-100 ページ。

菅英輝 1988.「アメリカの戦後秩序構想とアジアの地域統合」『国際政治』第 89 号、109-125 ページ。

金恩貞 2013.「日韓国交正常化交渉における日本政府の政策論理の原点：『対韓請求権論理』の形成を中心に」『国際政治』第 172 号、28-43 ページ。

金恩貞 2016.「1950 年初期、日本の対韓請求権交渉案の形成過程：『相互放棄プラスアルファ』案の形成を中心に」『アジア研究』第 62 巻第 1 号、9-23 ページ。

金恩貞 2018.『日韓国交正常化交渉の政治史』千倉書房。

金恩貞 2019.「日韓会談における北朝鮮要因」吉澤文寿編『歴史認識からみた戦後日韓関係：「1965 年体制」の歴史学・政治学的考察』社会評論社、63-103

ページ。

金民樹 2002.「対日講和条約と韓国参加問題」『国際政治』第 131 号、138-142 ページ。

楠綾子 2013.『占領から独立へ』吉川弘文館。

国際法事例研究会 2016.『日本の国際法事例研究 (6) 戦後賠償』ミネルヴァ書房。

張博珍 2011.「日韓会談における被害補償交渉の過程分析：「賠償」・「請求権」・「経済協力」方式の連続性」李鍾元、木宮正史、浅野豊美 [編]『歴史としての日韓国交正常化』I、法政大学出版局、21-52 ページ。

松井一彦 2007.「東アジア安全保障と多国間協力」『立法と調査』NO. 273、23-37 ページ。

松村史紀 2017.「サンフランシスコ講和会議と中ソ同盟 (1949-52)：東側世界の「全面講和」外交」(1)、『宇都宮大学国際学部研究論集』第 44 号、59-79 ページ。

松村史紀 2018.「サンフランシスコ講和会議と中ソ同盟 (1949-52)：東側世界の「全面講和」外交」(2)、『宇都宮大学国際学部研究論集』第 45 号、107-126 ページ。

吉澤文寿 2015.『戦後日韓関係：国交正常化交渉をめぐって [新装新版]』クレイン。

吉次公介 2009.『池田政権期の日本外交と冷戦』岩波書店。

李東俊 2011.「日韓請求権交渉と『米国解釈』：会談『空白期』を中心に」李鍾元・木宮正史・浅野豊美 [編]『歴史としての日韓国交正常化』I、法政大学出版局、53-82 ページ。

ヴィクター・D. チャ 2003.『米日韓 反目を超えた提携』有斐閣。

(1) 金恩貞 (2016；2018：第 2 章) は、1952 年 4 月から 53 年 4 月までの期間を「会談第 1 次中断期」、従来「中断期」または「断絶期」として言われていた 53 年 10 月から 58 年 4 月までの期間を「会談第 2 次中断期」として定義している。その上で、先行研究において全く関心が置かれておらず研究上空白域であった会談第 1 次中断期に、実際には日本外務省を中心に日韓請求権問題に関する具体的な政策案として「相互放棄+α」案が形成されたこと、この案は第 3 次日韓会談が開始する直前に日本政府内で対韓政策案として収斂されたことを、1 次史料の精査を通じて実証的に解明した。そして、日本政府内で「相互放棄+α」案が形成され、収斂されるまで展開された省庁間の政治過程を明らかにした。

(2) アジア二課「日韓国交調整特に請求権問題について」1951 年 11 月 10 日、情報公開法に基づく日本外務省開示文書（以下、外務省文書）、2006-588（請求番号）-1303（文書番号）。以下、日韓会談関連の日本外務省文書は同じ要領で表記する。

(3) 「覚書 請求権問題省内打合せ会」1952 年 2 月 28

- 日、外務省文書、2006-588-539。
- (4) 西沢「日韓請求権問題省内打合せ」1952年7月21日、外務省文書、2006-588-656。
- (5) 「日韓会談省内打合せ決定事項」外務省文書、2006-588-1633。
- (6) アジア二課「請求権問題会談の初期段階における交渉要領（第二案）」1952年2月1日、外務省文書、2006-588-537；「請求権問題に関する初期の交渉要領案（第三次案）」1952年2月6日、外務省文書、2006-588-537。
- (7) 大蔵省「基本要綱に関する若干の注解」1952年4月15日、外務省文書、2006-588-545。
- (8) 栗野「請求権問題に関する大蔵省との打合せ」外務省文書、2006-588-538。
- (9) 外務省アジア局第二課「日韓国交調整特に請求権問題について」1952年11月10日、外務省文書、2006-588-1303。
- (10) 「日韓問題定例打合せ（第三回）」1952年（推定）12月10日、外務省文書、2006-588-1631。
- (11) 山下康雄「平和条約第四条の解釈—表明案に対する comment」外務省文書、2006-588-1593。
- (12) 注（1）を参照。
- (13) 아주과 [亜州課]「対日確定債権償還資料」韓国外交文書、登録番号 105『제 4 차 한일회담 [第4次韓日会談] (1958.4.15-60.4.19) 청구권관계자료 [請求権関係資料], 1958』。
- (14) 「日韓交渉に関する関係各省次官会議議事要旨」1957年6月15日、外務省文書、9506-588-1519。
- (15) 「在韓日本資産に対する請求権」1952年7月30日、外務省文書、2006-588-1311。
- (16) 「財産権問題に関する基本方針案」1958年3月31日、外務省文書、9506-588-1598。
- (17) 北東アジア課「第四次日韓全面会談の経緯」1959年7月30日、外務省文書、2006-588-74。
- (18) 外務省顧問室「第三十次沢田・柳会談要旨」1959年1月12日、外務省文書、2006-588-322。
- (19) 「対日接近を予想せしめる諸因」外務省文書、2006-588-687。
- (20) 北東アジア課「小坂大臣訪韓の際の尹大統領、張國務首相との会談中注目すべき諸点（局長の口述されたもの）」1960年9月9日、外務省文書、2006-588-512。
- (21) 北東アジア課「請求権問題に関する非公式会談要旨」1960年12月27日、外務省文書、2006-588-96。
- (22) 北東アジア課「第五次日韓会談に対する日本側基本方針決定のための第一回各省代表打合会議概要」1960年9月12日、外務省文書、9506-588-1408。
- (23) 北東アジア課「日韓会談準備のための省内打合せに関する件」1960年10月6日、外務省文書、9506-588-1408。
- (24) 北東アジア課「日韓会談に対する見方に関する件」1960年11月28日、外務省文書、2006-588-350。
- (25) 아주과 [亜州課]「1-8. 제 6 차 [第6次], 1961.3.15」韓国外交文書、登録番号 718『제 5 차 한일회담 예비회담, 일반청구권 소위원회 회의록 [第五次韓日会談、一般請求権小委員会会議録], 1-13 차 [1-13次], 1960-61』。
- (26) 北東アジア課「第五次日韓全面会談予備会談の一般請求権小委員会第三回会合」1960年12月10日、外務省文書、2006-588-85。
- (27) 北東アジア課「日韓会談に対する見方に関する件」1960年11月28日、外務省文書、2006-588-350。
- (28) 北東アジア課「日韓問題に関する在京米大使館員の内話の件」1961年5月1日、外務省文書、2006-588-1792。
- (29) 「伊関局長・金溶植次官会談要旨」1961年5月9日、外務省文書、9506-588-517。
- (30) 北東アジア課「自民党議員団及び伊関局長の訪韓三六年（五月六日～一二日）関係 会談記録」外務省文書、9506-588-517。
- (31) 「(付) 伊関局長の所見、考え方および指示事項（五月一五日）」外務省文書、9506-588-517。
- (32) 第6次日韓会談の展開や「大平・金」メモへ至るまでの政治過程については以下を参照すればよい。金恩貞（2018）、第6章。
- (33) 同上。
- (34) 北東アジア課「日韓経済協力懇談会第一回会合記録」1960年7月6日、外務省文書、2006-588-1601；北東アジア課「対韓経済協力懇談会第三回会合記録」1960年9月29日、外務省文書、2006-588-1601。
- (35) 経済協力課長「日韓経済協力関係促進に関する件」1963年1月17日、外務省文書、2006-588-1886。
- (36) 北東アジア課「首席代表非公式会談記録」1961年1月27日、外務省文書、2006-588-353。
- (37) 『東亜日報』1962年12月27日、夕刊。
- (38) アジア局北東アジア課「一九六二年一月二七日に行なわれた朴正熙議長の記者会見談のうち日韓関係に関する部分について」1963年1月10日、外務省文書、2006-588-775。
- (39) 北東アジア課「前田北東アジア課長韓国出張報告」1963年1月21日、外務省文書、2006-588-296。
- (40) 北東アジア課「韓国情勢に関する在京米大使館よりの情報について」1964年4月10日、外務省文書、2006-588-1678。
- (41) 北東アジア課「前田北東アジア課長韓国出張報告」1961年8月17日、外務省文書、2006-588-290。
- (42) 北東アジア課「第六次日韓会談再開に関する日本側打合せ」1961年8月29日、外務省文書、2006-588-1418。